

補 助

老朽危険家屋等の除却（解体・取り壊し）に要する費用の一部を補助します！

－幌延町空家等除却支援補助金－

詳細はこちらから▶



町民の安全で安心な住環境や衛生環境を確保するため、町内にある老朽危険家屋等の除却（解体・取り壊し）に要する費用の一部を補助します。

○補助の内容

補助対象空き家等の除却に要する費用（同一の契約で行う場合は、その敷地の門や塀、樹木等を除却する費用や家財道具等の処分費用も対象者になります。）に5分の4を乗じて得た額を補助します。（1,000円未満の端数は切り捨て）

○限度額

- | | |
|-------------|-------|
| ① 特定空き家等 | 200万円 |
| ② 上記以外の空き家等 | 100万円 |

この補助事業は令和8年3月31日をもって終了します

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

補 助

特殊詐欺被害未然防止のため、迷惑電話対策機器等の購入代金の一部を補助します！

－幌延町特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金－

詳細はこちらから▶



架空請求詐欺やオレオレ詐欺など、電話を介した特殊詐欺の被害を未然に防止するため、電話機や録音機器購入代金の一部を補助します。

○対象者

- 幌延町に住所を有し、実際に居住している65歳以上の方のみで構成する世帯の方
- 町税等を滞納していない方

○対象機器

電話の受信時に音声を録音することを伝えるメッセージが流れ、会話を自動録音する機能をもつ家庭用固定電話機または家庭用固定電話機に接続する録音機器。

○補助の内容

- 対象となる機器の購入金額に5分の4を乗じた額を補助します。※上限8,000円
- 一世帯につき対象となる機器1台、1回限りの交付となります。
- 対象機器購入後1ヶ月以内に申請手続きを行ってください。

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812